

通勤手当の支給誤り

| 対象受検機関 | 検出事項 | 監査の結果 | 措置の内容 |
|--|---|---|---|
| <p>地方独立行政法人 大阪府立病院機構 大阪府立急性期・総合医療 センター</p> | <p>非常勤職員に対する通勤手当1件について、職員が申請した経路より経済的な経路があるにもかかわらず、申請どおりに通勤手当を人事システム登録したため、過払となっているものがあつた。 これは、人事グループのシステム登録担当者が「非常勤職員採用申込書（以下「申込書」という。）に基づき仮登録を行い、チェック実施者が経済的な経路を把握して申込書を手書修正していたが、その事実がシステム登録担当者へ伝達されず、本登録時にも再確認を行わなかったことによる。</p> | <p>仮登録後にチェック実施者が単価修正の必要性を識別した場合には、システム登録担当者へ連絡する、本登録の際にもシステム登録担当者が「非常勤職員採用申請書」により仮登録された単価が正しいか再確認するなど、再発防止策を講じられたい。</p> | <p>決裁権者及び決裁関係者全員が、採用申込書と採用仮登録画面との内容不一致（入力誤り、認定誤り）がないかどうか確認できるよう、採用仮登録画面のハードコピーを回覧することとした。 また確実に修正を行うべく、修正事項があれば当該ハードコピー上にその内容を明記し、これを決裁文書に添付することとした。 そして、決裁後、確実に本登録担当者に当該決裁文書の伝達を行い、本登録後には本登録担当者の認印と本登録年月日を明記することにより、修正漏れを防ぐことができる手続とした。 上記の措置は、平成26年度採用予定者及び契約更新者の通勤加算等登録内容の再確認から実施している。</p> |